

**部落差別解消のための  
学校教育推進基本方針・基本計画  
【第2次改訂版】**

令和5年3月

**別府市教育委員会**

# 目 次

I 趣旨	・・・ 1
II 部落差別に関する学習の現状と課題	・・・ 2
1. 部落問題学習の取組（教育活動及び授業づくり）について	
2. 教職員の部落差別の認識及び意識について	
3. 推進体制について	
4. 保護者・地域への啓発について	
III 部落差別解消のための教育の基本的方向性	・・・ 4
1. 部落問題学習の質の向上	
2. 教職員研修の充実	
3. 園・学校全体で組織的・継続的に実践するための推進体制の確立	
4. 保護者・地域への啓発の推進	
IV 達成指標及び実績	・・・ 5
V 具体的取組	・・・ 5
方向性1 部落問題学習の質の向上	
方向性2 教職員研修の充実	
方向性3 園・学校全体で組織的・継続的に実践するための推進体制の確立	
方向性4 保護者・地域への啓発の推進	
関係資料	・・・ 9
資料1 令和4年度部落差別問題に関する教職員取組調査より	
資料2 令和4年度人権学習についてのアンケート調査より	
資料3 令和4年度高校1年生部落差別に関する調査より	
部落差別の解消の推進に関する法律	

## I 趣旨

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。（※法務省「人権の擁護 令和4（2022）年度版」から）

昭和40（1965）年に出された「同和対策審議会答申」では、部落差別（同和問題）の解決に当たり教育対策は特に重要視されること、「同和教育の中心的課題は法の下での平等の原則に基づき、社会の中に根強く残っている不合理な部落差別を無くし、人権尊重の精神を貫くことである」と指摘した上で、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を尊重する教育活動が積極的に全国的に展開されねばならないとの提言が行われました。それ以降、平成14（2002）年「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、同和教育指導者の養成や研修事業の展開、部落差別や偏見による就職差別をなくす取組等、全国的に様々な取組が行われてきました。しかしその「特別措置法」失効後、部落差別を解消するための教育・啓発が不十分であったことから、被差別部落への偏見や無理解から起きる結婚差別や就職差別はいまだに残り、また「全国部落調査」復刻版出版事件、戸籍謄本等不正取得事件などが発生し、さらに急速な情報化に伴うインターネットによる人権侵害など深刻な問題となっています。このような社会情勢の中、平成28（2016）年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消推進法」と呼ぶ）が施行されました。

別府市においては、「別府市部落差別等の解消を推進し人権を擁護する条例」（平成8（1996）年3月25日別府市条例第13号）及び「別府市人権教育及び人権啓発基本計画」（平成19（2007）年2月策定）に基づき部落差別の解消に向けた教育・啓発を進めてきました。その後、平成28（2016）年施行の「部落差別解消推進法」を受け、平成30（2018）年度に別府市「部落差別解消の推進に関する基本方針・実施計画」を策定し推進を図っています。

別府市教育委員会（以下、「教育委員会」と呼ぶ）においても、学校・家庭・地域が連携し、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の解消をめざし、一人ひとりを大切にすると人権尊重の教育を進めてきました。

しかし、部落差別に関する学習機会の希薄化は否めず、学校教育及び社会教育・啓発において部落差別の解消に向けた一層の教育及び啓発を推進することが重要となっています。特に、教職員については、児童生徒が差別的な情報を鵜呑みにして信じていけないように、また、部落差別に対する認識が浅いまま、意図せず差別につながる言動をとらないように部落差別の実態を正しく理解し、児童生徒に伝えることが重要です。教職員が部落差別を正しく理解した上で、児童生徒に被差別部落の歴史的な成り立ちや、被差別部落の人々が社会を維持するために果たしてきた役割と日本文化の発展に大きく寄与してきたことを伝えることで、それらが現代の私たちの生活につながっていることをしっかりと理解させることが大切です。

そこで、教育委員会では、「部落差別解消推進法」第一条（目的）及び第五条（教育及び啓発）を受け、大分県教育委員会「部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針」に基づき、部落差別を許さない児童生徒を育成するための「部落差別解消のための教育推進基本方針・基本計画」（平成30（2018）年4月）を策定しました。また、令和3（2021）年3月には「第2期別府市教育大綱」が

策定されたことを受け、「別府市教育行政アクションプラン」を策定し、基本理念（目指す人間像）の1つに「互いを尊重し、『ふるさと別府』を愛する人」を掲げ、取組をさらに推進しています。

なお、本方針・計画は5カ年についての取組とし、令和元(2019)年度より実施している「人権学習についてのアンケート」（対象：公立小学校6年生及び中学校1～3年生）及び「部落差別問題に関する教職員取組調査」（対象：公立幼稚園、小・中学校の教職員）を今後も毎年実施し、さらに、大分県及び大分県教育委員会が毎年実施する「高校1年生部落差別に関する調査」（対象：別府市内の県立支援学校高等部を除く県立・私立高等学校に在籍する1年生）を参考にしながら本方針・計画に基づいた各幼稚園、小・中学校の取組を把握し、点検・評価をすることとしています。

これまでの取組をもとに、「具体的取組」及び「達成指標」等を修正するとともに、本方針・計画は学校教育に関する方針・計画であることから「教育」を「学校教育」と明記し、「部落差別解消のための学校教育推進基本方針・基本計画」として改訂します。

## II 部落差別に関する学習の現状と課題

### 1 部落問題学習の取組（教育活動及び授業づくり）について

- (1) 全ての学校では、教育課程に人権教育全体構想と人権教育年間指導計画が位置づけられ、計画的・系統的、教科横断的に人権教育が取り組まれています。
- (2) 教育委員会は、「部落問題学習」を「部落差別の問題を直接扱う学習、及び、部落差別の問題を直接扱わず他の個人人権課題を教材として扱う学習においても、被差別の立場に置かれた人の気持ちを考えることを通して、自分自身の生活を振り返り、差別を許さない気持ちを持ち、差別を無くしていこうと行動することができる力を育むことを目的とした学習」と定義づけ、全ての学校では、人権教育年間指導計画の中に部落問題学習を位置づけています（資料1）。
- (3) 全ての学校では、大分県教育庁が作成した教材集「おおいたの部落問題学習」を活用した学習が取り組まれています。（資料1）
- (4) 今なお存在する結婚差別や、近年新たに大きな問題となっているインターネット上の差別書き込みや被差別部落の地名リスト複製・販売事件など現代的課題を直接的に扱う学習に取り組む学校は中学校で全校、小学校では9校でした。（資料1）
- (5) 教員らにより組織された別府市人権教育・部落差別解消推進研究会との協働により、主体的・組織的な部落問題学習の取組は定着しています。しかし、本研究会の事務局を担う研究局員は、学校業務増加による両立負荷がかかり、新たな取組が難しくなっています。
- (6) 幼稚園、小・中学校では、発達段階に応じそれぞれが計画的・系統的に学習を位置づけ取り組んでいます。しかし、子どもの成長過程全体を想定した校種間連携による系統的・継続的な学習実践は十分とはいえません。
- (7) 児童生徒を対象にした人権学習アンケートにおいて「学校の授業で人権（差別問題）についての学習をした」と回答した児童生徒の割合は、小学校 87%、中学校 83%（資料2）で、前年度より増加し、市全体としては、児童生徒の記憶に残る学習の取組は進んでいます。しかし、学校別にみるとその差は大きくなっています。また、別府市内の県立・私立高等学校に在籍する高校1年生を対象にした「高校1年生部落差別に関する調査」において「これまでの学校の学習で、『部落差別に関する問題（同和問題）』についてかなり学んだ」と回答した生徒の割合

は 29%（資料3）で、前年度より増加しているものの、県平均 41%に比較すると低い状態にあります。

- (8) 児童生徒を対象にした人権学習アンケートにおいて「あなたは人権についてどう思っていますか」の問いに、「少しくらいの差別は仕方がない」の回答は、小学校・中学校で共に5%（資料2）という状況で、その数値は近年微増し続けています。

## 2 教職員の部落差別の認識及び意識について

- (1) 部落問題学習を推進する拠り所である「同和対策審議会答申」や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「部落差別解消推進法」等に対する認識は深まり、理解が促進されています。（資料1）
- (2) 教職員を対象にした部落差別問題に関する教職員取組調査（以下、「教職員取組調査」と呼ぶ。）において「部落差別問題について、昨年度よりも自ら進んで自己啓発などに取り組んだか」の問いに対する肯定的回答は62%でした。（資料1）新型コロナウイルス感染症対策のため対面による研修機会は減少しましたが、自ら学ぼうとする教職員の数は感染症対策以前に戻りつつあります。
- (3) 教職員取組調査において「部落差別について学び、自信をもって授業・指導を行っている」と回答した教員の割合は22%で、近年増加傾向にあります。一方で、「自信がないので、十分な授業展開・指導ができていない」「勉強不足のため、授業・指導をさげがちである」と回答した教員の年代別割合をみると、10～30代が77%となっています。（資料1）部落問題学習への取組に不安を感じている若い教員の割合が高くなっています。
- (4) 教職員取組調査において、部落差別（歴史的・現実的問題）について「人に説明できる程度の理解をしている」「内容をおおよそ理解している」と回答した教職員の割合は93%となっています。一方で、「あまり理解をしているとは言えない」と消極的な回答をした教員の年代別割合をみると、10～30代が71%に上っています。（資料1）部落差別に対し正しく理解できていないと自己評価する若い教員の割合が高くなっています。
- (5) 別府市人権教育・部落差別解消推進研究会との協働により、教員の部落差別の認識を高める学習は主体的・組織的に取り組まれています。しかし、新型コロナウイルス感染症対策により、その取組は停滞しています。

## 3 推進体制について

- (1) 全ての学校では、「人権教育推進委員会」（以下、「推進委員会」と呼ぶ）が設置され、組織的に人権教育を推進する体制が構築されています。
- (2) 教職員取組調査において、推進委員会を年4回以上開催したと回答した幼稚園、小・中学校は、幼稚園は8園、小学校は13校、中学校は7校でした。（資料1）開催数が少なかった幼稚園では、推進委員会という形ではないものの、子どものなかまづくり等部落問題学習に含まれる教育活動等について別途検討協議されています。また、小中学校においては、人権教育主任の経験年数により開催回数や内容の差が大きくなっています。
- (3) 教職員取組調査において、「部落問題学習の充実について協議した」と回答した幼稚園、小・

中学校は、幼稚園は7園、小学校は12校、中学校は7校（資料1）で、全ての学校での協議はされていません。また、大分県教育委員会が令和3年度に実施した「人権教育実態調査」では、「校内の人権教育推進体制や人権教育教職員研修に関わる課題」として、「人権担当の発信力」「推進体制はでき研修は行っているが、人権教育（特に部落問題学習）に造詣が深い人が推進していくと研修が深まっていき、実践につながる」と答える学校があり、推進委員会を企画運営する人権教育主任の資質向上が一層求められます。

#### 4 保護者・地域への啓発について

- (1) 教職員取組調査において、部落差別を扱った保育・授業公開を実施したと回答した小・中学校、幼稚園は、人権参観日の実施が15校・園、人権参観日以外の実施は10校・園でした。また、部落差別以外の人権課題を扱った保育・授業公開を実施したと回答した小・中学校、幼稚園は、人権参観日の実施が16校・園、人権参観日以外の実施は9校・園でした。（資料1）新型コロナウイルス感染症拡大防止により、授業公開を行う学校数は前回より減少しています。
- (2) 教職員取組調査において、人権参観日の保護者懇談会で部落差別に関する話題を取り上げたと回答する小・中学校、幼稚園は14校・園で（資料1）前年度より増加しています。また、各幼稚園、小・中学校で人権教育の年間取組をまとめた「別府市立幼稚園、小・中学校人権教育のあしあと」では、別府市教育委員会が作成した人権啓発冊子を保護者懇談会の学習資料として活用したり、幼稚園、小・中学校だよりや学級通信等に部落差別をはじめとするあらゆる人権問題等を掲載したりすることで、保護者・地域への啓発を行うことができたと記載する学校が増えています。

### Ⅲ 部落差別解消のための教育の基本的方向性

#### 1 部落問題学習の質の向上

- (1) 部落問題学習の授業実践の徹底・充実（指導内容・指導方法の工夫・改善）
- (2) 現在の部落差別に関する学習の充実（教材選定・開発）
- (3) 子どもの成長過程全体を想定した校種間連携による系統的学習の充実

#### 2 教職員研修の充実

- (1) 部落差別（歴史と現状、法律）に対する教職員の理解を深める研修の充実
- (2) 部落問題学習の授業実践・指導方法改善のための教職員研修の充実

#### 3 園・学校全体で組織的・継続的に実践するための推進体制の確立

- (1) 人権教育推進委員会を中心にした計画的・具体的な人権教育及び部落問題学習の推進

#### 4 保護者・地域への啓発の推進

- (1) 部落差別に関する保護者や地域住民への啓発のため、授業公開や懇談会等を実施

#### IV 達成指標及び実績

教育の基本的方向性	達成指標	現状値 R4年度	目標値 R9年度
1 部落問題学習の質の向上	「あなたは学校の授業で人権（差別問題）についての学習をしましたか」の問で「学習した」という回答の児童生徒の割合	小学校 87% 中学校 83%	100%
2 教職員研修の充実	「部落差別（歴史的・現実的問題）の認識」について肯定的回答の教職員の割合	93%	100%
	校内・校外（市内）研修で学んだことを授業や指導で活用していると回答する教員の割合	- ※	100%
3 園・学校全体で組織的・継続的に実践するための推進体制の確立	推進委員会が校内の部落問題学習の充実に役に立っていると肯定的に回答する学校の割合	- ※	100%
4 保護者・地域への啓発の推進	部落問題学習の授業公開を実施したと回答する学校の割合	66%	100%
	部落問題学習について、保護者及び地域住民に、啓発のための情報提供を行ったと回答する学校の割合	- ※	100%

※令和5年度に実施する調査結果を現状値として設定します。

#### V 具体的取組

##### 方向性1 部落問題学習の質の向上

(1) 全ての幼稚園、小・中学校で教育課程の「人権教育全体構想」の「人権教育の法的背景」に、「部落差別解消推進法」を明記し、人権教育を推進します。

(2) 全ての学校は、各学年の発達段階に応じた部落問題学習を位置づけ実践します。

①教育委員会は、各学校で取り組む部落問題学習について、児童生徒の発達段階や学級の実態等に応じて学習内容を吟味するとともに、児童生徒が部落差別を自分事として考え、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題を解消する実践力を高められるよう、児童生徒の記憶に残る主体的・対話的で深い学びに取り組むよう指導します。

②教育委員会は、人権教育主任会等を通して、大分県教育庁人権教育・部落差別解消推進課発行（平成31(2019)年3月）の「おおいたの部落問題学習」の活用を促します。

(3) 各幼稚園、小・中学校は、別府市人権問題啓発推進協議会、別府市人権教育・部落差別解消推進研究会、別府市人権啓発センター等関係諸機関との連携により、教材開発や校内研修の活性化に努め、部落問題学習の指導充実を図ります。

①教育委員会は、別府市人権教育・部落差別解消推進研究会との連携を図るとともにその取組を支援し、概ね中学校ブロックごとに子どもの成長過程全体を想定した系統的継続的学習実践や、部落問題学習に関する教材選定・開発、指導方法の工夫・改善に向けた教員主体の取組を促します。  
(中学校ブロック内での互見授業・情報交換、別府市人権教育・部落差別解消推進研究大会の開催等)

②教育委員会は、別府市人権教育・部落差別解消推進研究会との協働により、小学校1校・中学校1校による部落問題学習公開授業研究会を開催します。教育委員会は、事前研究の段階から指導主事を派遣し、ねらいに沿った授業実践の指導・助言を行います。

③教育委員会は、部落差別の現代的課題の認識を高めるための情報をはじめ、部落問題学習の授業づくり等に関する様々な情報を、各幼稚園、小・中学校へ提供します。

④教育委員会は、全ての幼稚園、小・中学校で別府市人権啓発センターの「人権ミニライブラリー」の活用が図られるよう、所蔵リストなどをわかりやすく提供しその活用を促します。

⑤教育委員会は、専門家や関係諸機関等との連携により、部落差別に関する現代的課題(結婚差別、就職差別、土地差別、インターネット上の書き込み等)に関する教材選定や地域教材の開発に取り組みます。

## 方向性2 教職員研修の充実

(1) 教育委員会は、特定職業従事者としての教職員の人権意識の高揚を図り、部落差別に対する認識や授業力向上に向けた研修を充実します。

①別府市立校長所長等人権教育・部落差別解消推進研修会を年1回開催し、「部落差別解消推進法」の歴史的意義や目的、管理職の役割等についての研修を実施します。

②年1回開催される別府市新規採用教職員研修会において、人権尊重の理念や部落差別に対する認識を高める研修を実施します。

③別府市に新たに転入した教職員を主な対象者とし、部落差別(歴史的・現実的問題)や「部落差別解消推進法」の歴史的意義や目的、部落問題学習に係る主体的・対話的で深い学びを実現するためのスキルを学ぶ研修会を、それぞれ年1回開催します。



④教育委員会は、園・校内研修の充実に向け、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題を学ぶ校内研修会や部落問題学習における授業研究会へ指導主事等を派遣し、その取組を指導・支援します。

(2) 教職員は、部落差別についての認識や部落問題学習の実践力を高めるため、自己啓発に取り組めます。

①教育委員会は、別府市人権教育・部落差別解消推進研究会との連携により、部落差別（歴史的・現実的問題）の認識や部落問題学習の実践力を主体的に高める取組を支援します。（部落差別問題講演会・部落問題学習授業づくり研修会・部落問題学習授業研究会（再掲）・別府市人権教育・部落差別解消推進研究大会（再掲）の開催）

②教育委員会は、部落差別に関する基礎的理解を促す学習資料を作成し、新規採用教職員に配付します。

③教育委員会は、教職員が自己啓発・学習に取り組めるよう、毎月開催される校長所長会議を通じ、「部落差別解消推進法」の意義や目的、部落差別の歴史的現代的課題を認識する学習資料等を各幼稚園、小・中学校へ提供します。

④教育委員会は、別府市人権教育・部落差別解消推進研究会との連携・協働により、10～30代の若い教員が「部落差別解消推進法」の意義や目的、部落差別（歴史的・現代的問題）について学び、部落問題学習や児童生徒のなかまづくりの実践を互いに交流し学び合う学習機会を提供します。

### 方向性3 園・学校全体で組織的・継続的に実践するための推進体制の確立

(1) 各学校は、組織的計画的に人権教育を推進し、校内における部落問題学習を具体的に進めるために、教育委員会から示された人権教育推進委員会の開催例（PDCA サイクルによる運営）を参考に、年間4回以上開催します。

#### 【開催例】

<年度初>人権教育基本方針や年間計画（人権教育の目標・教職員研修・教育課程・保護者地域への啓発等）の立案

<学期末>教育課程や年間計画の進捗状況の把握及び授業実践の検証

<年度末(3学期末)>当該年度の人権教育目標の達成度の把握、年間取組の成果と課題の分析、次年度計画への反映

①教育委員会は、人権教育主任会を年4回開催し、人権教育推進委員会の企画運営に関する実践交流を促し、各幼稚園、小・中学校における成果を共有できるよう支援します。

②教育委員会は、各幼稚園、小・中学校での年間計画やその取組をまとめた冊子「別府市立幼稚園・小中学校人権教育年間計画」及び冊子「別府市立幼稚園・小中学校人権教育のあしあと」を発行し、各幼稚園、小・中学校における成果を共有できるよう支援します。

#### 方向性4 保護者・地域への啓発の推進

(1) 全ての幼稚園、小・中学校は、保護者や地域への啓発として、部落問題学習に係る資料や取組を公表します。

①教育委員会は、12月の人権週間に併せ、全ての幼稚園、小・中学校が人権学習や部落問題学習に係る授業を学校運営協議会委員や保護者、地域住民へ公開するとともに、年間を通じて行われる学校運営協議会や保護者懇談会において、部落差別やあらゆる人権問題に関する学習機会を提供するよう促し、学校運営協議会委員や保護者、その他地域住民の理解を促進します。

②教育委員会は、8月の「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」に併せ「差別をなくす市民の集い」を開催し、学校を通じて学校運営協議会委員や保護者、その他市民へ参加を促し啓発を行います。

③教育委員会は、全ての幼稚園、小・中学校において人権作品の制作に取り組めるよう支援を行い、その作品を活用して保護者や市民へ啓発を行います。

④教育委員会は、保護者や地域住民を対象とした部落差別をはじめとするあらゆる人権問題を学ぶ機会を提供し、幼稚園、小・中学校を通じて情報提供を行います。

## 関係資料

【資料1】「令和4年度部落差別問題に関する教職員取組調査」より（令和4年12月実施）

- 1 全体計画及び年間指導計画に部落差別の解消（歴史認識・部落差別解消推進法についての研修等）を位置づけ実施した。

	R3	R4
幼稚園（14）	12	11
小学校（14）	14	14
中学校（7）	7	7
全 体（35）	33	32

※数字は回答した学校数、（）内の数字は設置数

- 2 冊子「おおいたの部落問題学習」を授業・研修等で活用した。

	R3	R4
小学校（14）	13	14
中学校（7）	7	7
全 体（21）	20	21

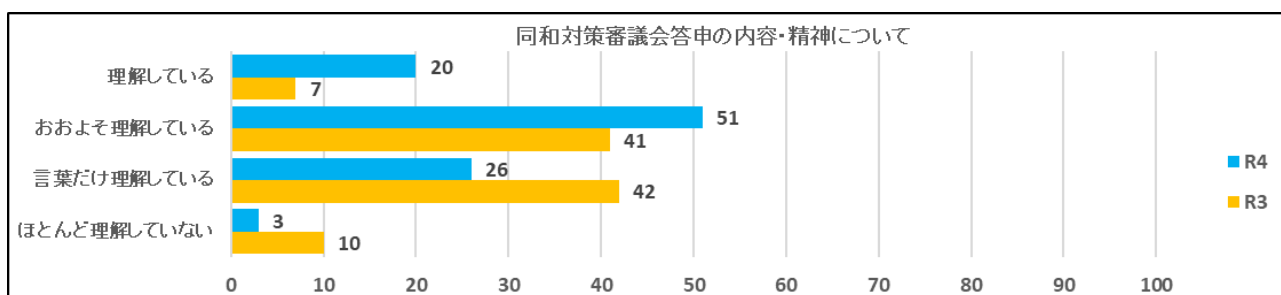
※数字は回答した学校数、（）内の数字は設置数

- 3 インターネット上の差別など、現在の部落差別についての授業を実施した。

	R3	R4
小学校（14）	11	9
中学校（7）	4	7
全 体（21）	15	16

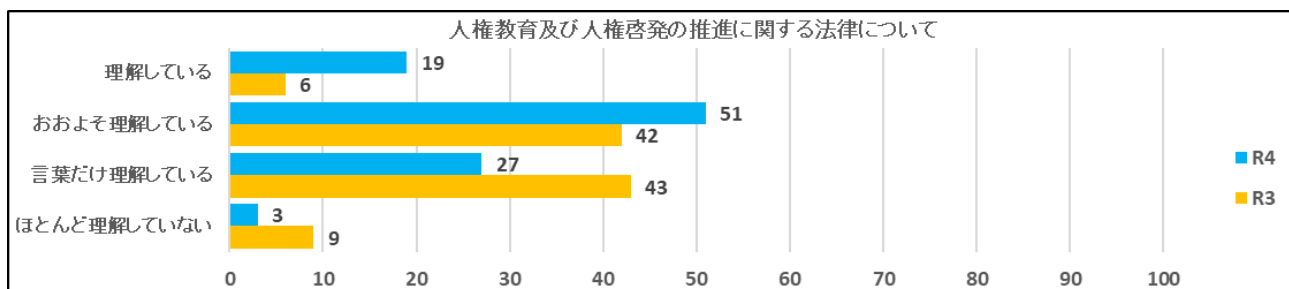
※数字は回答した学校数、（）内の数字は設置数

- 4 「同和対策審議会答申〈1965（昭和40）年8月〉」の内容・精神について



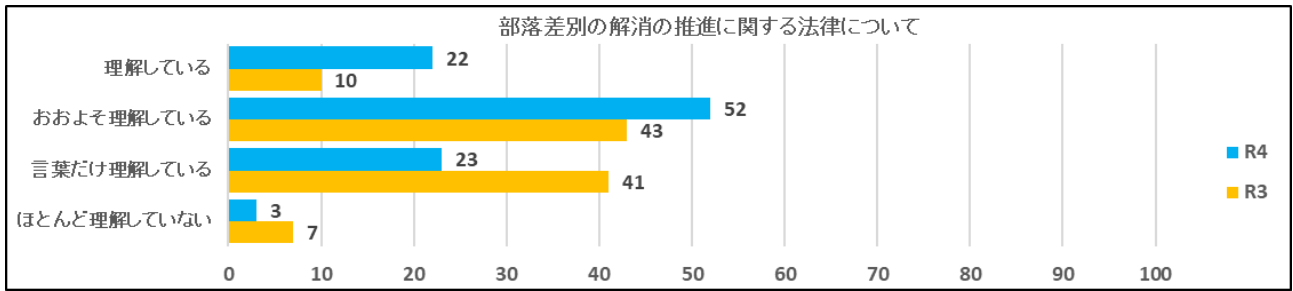
※数字は割合（%）

- 5 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律〈2000（平成12）12月6日〉」について



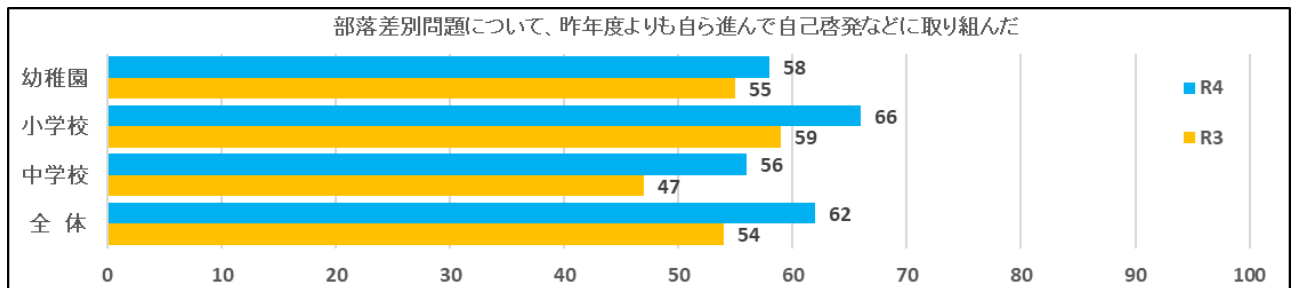
※数字は割合（%）

6 「部落差別の解消の推進に関する法律（2016（平成28）年12月16日施行）」について



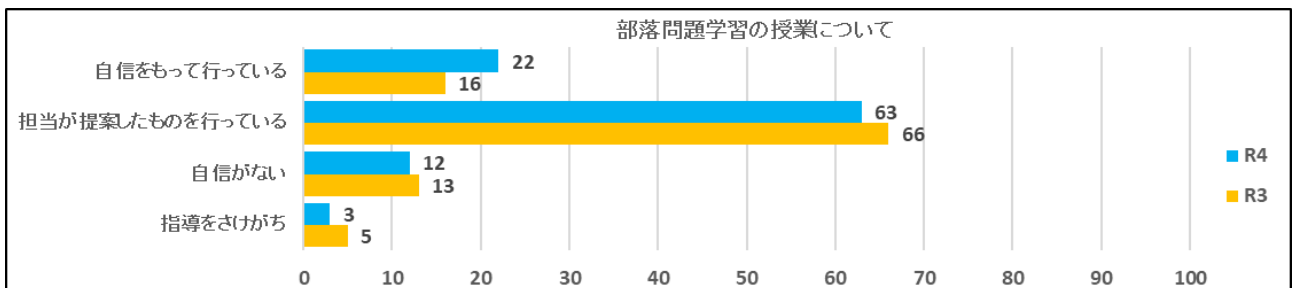
※数字は割合 (%)

7 部落差別問題について「昨年度よりも自ら進んで自己啓発などに取り組んだ」

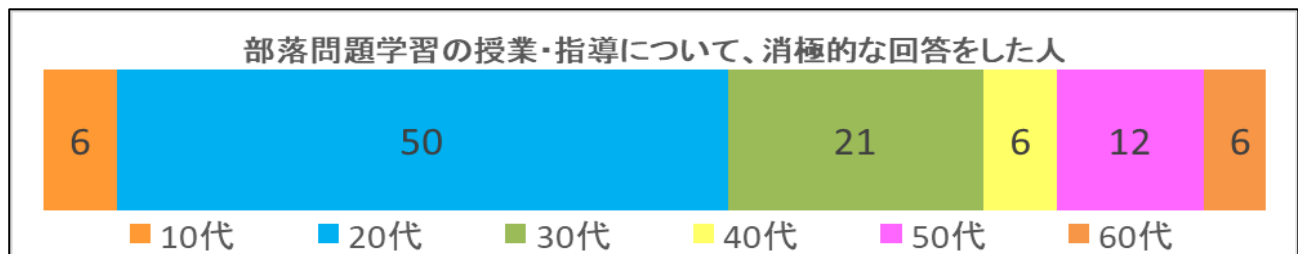


※数字は割合 (%)

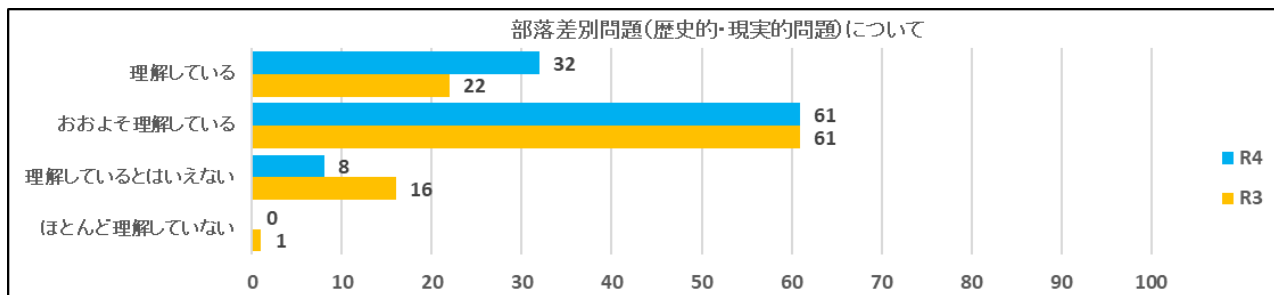
8 部落問題学習の授業・指導について ※数字は割合 (%)



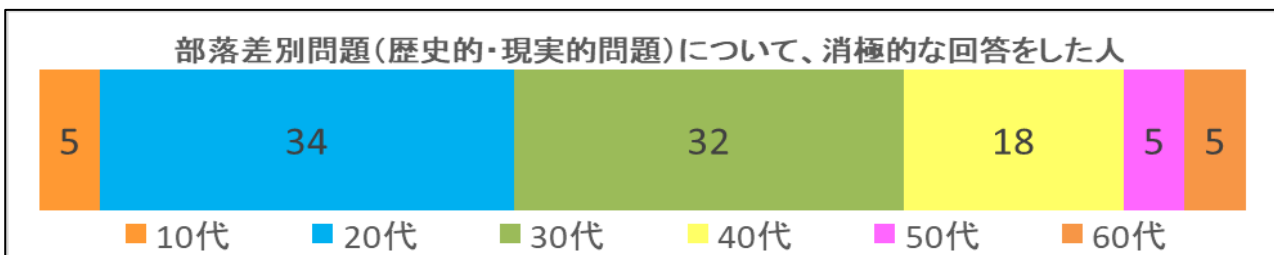
上記回答のうち「自信がない」「指導をさげがち」と回答した人の世代別割合 (%)



9 部落差別問題（歴史的・現実的問題）について ※数字は割合（％）



上記回答のうち否定的回答をした人の世代別割合（％）



10 人権教育推進委員会を年間4回以上開催した。

	R3	R4
幼稚園 (14)	14	8
小学校 (14)	13	13
中学校 (7)	6	7
全 体 (35)	33	28

※数字は回答した学校数、（）内の数字は設置数

11 人権教育推進委員会で、部落問題学習の充実について協議した。

	R3	R4
幼稚園 (14)	8	7
小学校 (14)	12	12
中学校 (7)	6	7
全 体 (35)	26	26

※数字は回答した学校数、（）内の数字は設置数

12 人権参観日で、部落差別を扱った授業の公開をした。

	R3	R4
幼稚園 (14)	2	2
小学校 (14)	9	12
中学校 (7)	3	1
全 体 (35)	14	15

※数字は回答した学校数、（）内の数字は設置数

13 人権参観日以外で、部落差別を扱った授業の公開をした。

	R3	R4
幼稚園 (14)	1	3
小学校 (14)	5	6
中学校 (7)	2	1
全 体 (35)	8	10

※数字は回答した学校数、（）内の数字は設置数

14 人権参観日で、部落差別以外の人権課題を扱った授業の公開をした。

	R3	R4
幼稚園 (14)	2	2
小学校 (14)	13	12
中学校 (7)	3	2
全 体 (35)	18	16

※数字は回答した学校数、 ( ) 内の数字は設置数

15 人権参観日以外で、部落差別以外の人権課題を扱った授業の公開をした。

	R3	R4
幼稚園 (14)	2	4
小学校 (14)	4	5
中学校 (7)	2	0
全 体 (35)	8	9

※数字は回答した学校数、 ( ) 内の数字は設置数

16 人権参観日の懇談会で、部落差別に関する話題を取り上げた。

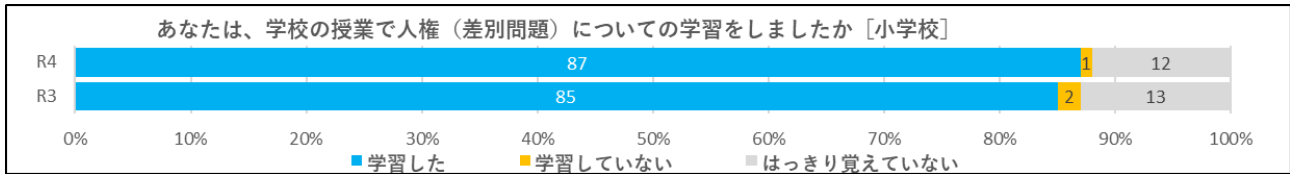
	R3	R4
幼稚園 (14)	4	1
小学校 (14)	7	12
中学校 (7)	1	1
全 体 (35)	12	14

※数字は回答した学校数、 ( ) 内の数字は設置数

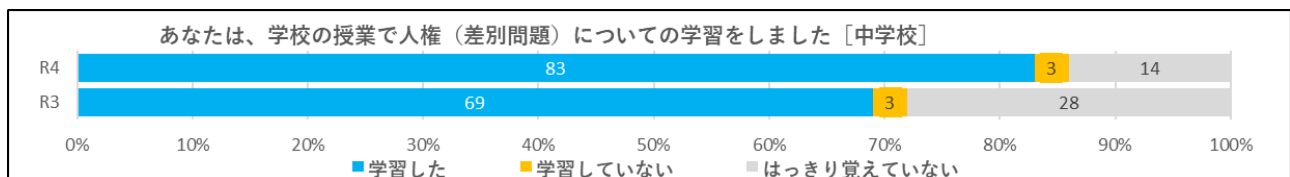
【資料2】「令和4年度人権学習についてのアンケート調査」より（令和4年12月実施）

1 あなたは、学校の授業で人権（差別問題）についての学習をしましたか。

【小学校】

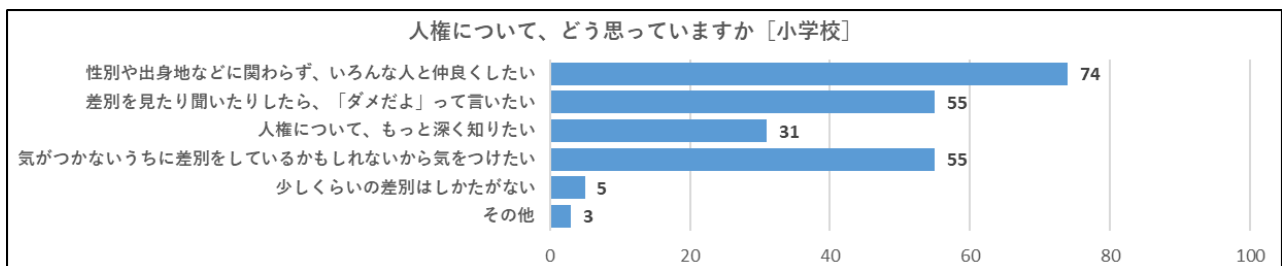


【中学校】

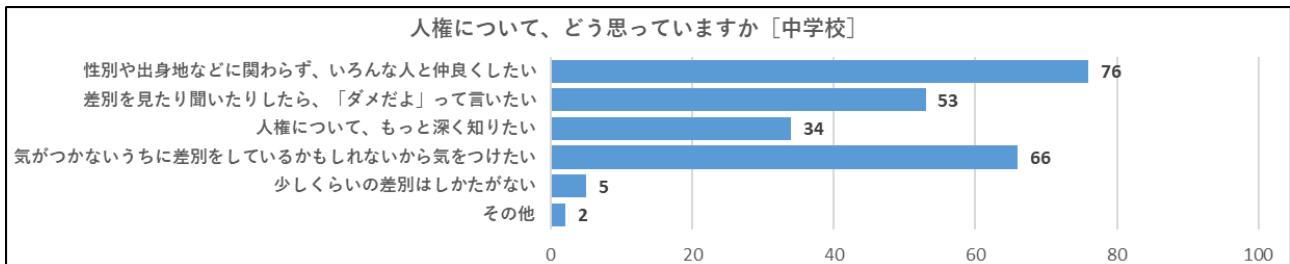


2 今あなたは人権について、どう思っていますか。

【小学校】 ※数字は割合 (%)



【中学校】 ※数字は割合 (%)

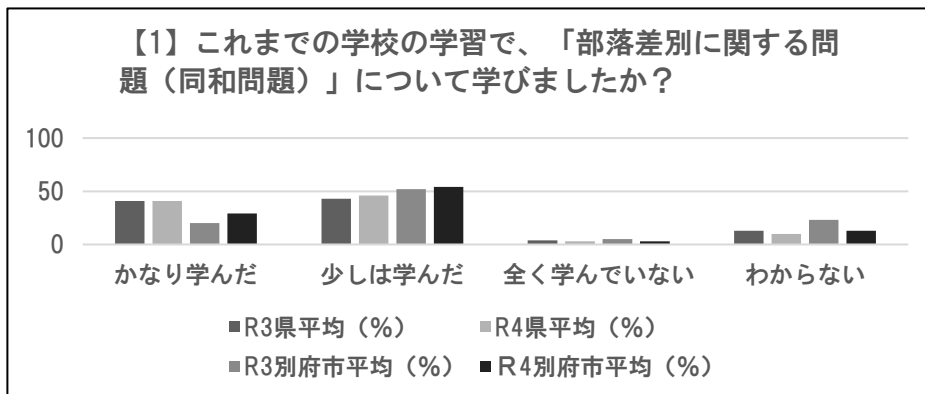


【資料3】「令和4年度 高校1年生部落差別に関する調査」より（令和4年5月実施）

※調査対象校…県立高等学校（盲学校、聾学校含む）及び私立高等学校

問 これまでの学校の学習で、「部落差別に関する問題（同和問題）」について学びましたか？

	R3 県 平均 (%)	R4 県 平均 (%)	R3 別府地区 平均 (%)	R4 別府地区 平均 (%)
かなり学んだ	41	41	20	29
少しは学んだ	43	46	52	54
全く学んでいない	4	3	5	3
わからない	13	10	23	13





# 部落差別の解消の推進に関する法律

平成28（2016）年12月16日  
号外法律第109号

## （目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## （基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## （相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## （教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

## （部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。